

別表（第2条関係）

補助対象事業区分	補助率	補助限度額	対象経費
(1)市が主催または出展する商談会・展示会・物産イベント等への参加	○県外 補助対象経費の 4分の3以内	10万円	①旅費 ②印刷製本費 ③役務費 ④委託料 ⑤使用料 ⑥その他
	○県内(市内を除く) 補助対象経費の 3分の2以内		
(2)上記以外の2日以上 の商談会・展示会・ 物産イベント等への 参加	○県外 補助対象経費の 10分の10	5万円	
	○県内(市内を除く) 補助対象経費の 10分の10	3万円	
(3)販路開拓のための 調査・研究	補助対象経費の 2分の1	10万円	①旅費 ②委託料 ③役務費 ④その他
(4)PR用販促物やイ ンターネットを使っ た宣伝・販売等	補助対象経費の 2分の1	10万円	①印刷製本費 ②委託料 ③役務費 ④その他

○補助金の額は、補助対象経費の合計額（当該事業が国、県又はその他公共的機関等から助成を受けている場合は、その助成額を控除した額）に補助率を乗じて算出し、1,000円未満の端数は切り捨てる。

○補助対象事業区分上、その経費の内訳が複数の事業にまたがるときは主たる事業について年度内1事業者につき1回まで申請することができる。